

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者6者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社東技コーポレーション

期間：令和7年7月25日～令和7年12月24日（5ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

株式会社北陽

期間：令和7年7月25日～令和7年12月24日（5ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

株式会社A・S・P

期間：令和7年7月25日～令和7年9月24日（2ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

株式会社ケイテック

期間：令和7年7月25日～令和7年9月24日（2ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

株式会社トーフ技研工業

期間：令和7年7月25日～令和7年10月24日（3ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

旭技建株式会社

期間：令和7年7月25日～令和7年9月24日（2ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

（1）株式会社東技コーポレーションは令和7年4月1日付けで建設業許可部局（大阪府）より以下の事由を原因として、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分（25日間）を受けた。

① 当該事業者は大阪市発注の工事（以下「本件工事」という。）において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を建築工事業の資格なく他の資格で専任の主任技術者として配置する（加えて同氏は他社の現場代理人となっている。）など適格な主任技術者を配置せず、同法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。

② 当該事業者は経営規模等評価の申請において、①のとおり、本件工事を、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して株式会社ケイテックに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めて記載するべきでないところ、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、「工事経歴書」に、当該工事を施工したとして当該工事の金額が建築一式工事の完成工事高に含まれるとす

る記載をした。これにより得た経営事項審査結果を大阪市に提出し、大阪市がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。

また、令和7年4月1日付けで建設業許可部局（大阪府）より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第1項柱書及び第21号に基づく指示処分を受けた。

- ① 当該事業者は大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を専任の主任技術者として配置した。
- ② 当該事業者は経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社に雇用されて他の工事現場の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載をした。

（2）株式会社北陽は令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第3項及び第5項の規定に基づく営業停止処分（25日間）を受けた。

- ① 当該事業者は大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置する（加えて、他社の現場代理人でもあった）など適格な主任技術者を配置せず、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社タケムラに請け負わせた。
- ② 当該事業者は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社の工事の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載をした。これにより得た経営事項審査結果を大阪市等に提出し、大阪市等がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。

また、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第1項及び第4項の規定に基づく指示処分を受けた。

- ① 当該事業者は大阪市発注の3件の工事（以下「本件工事」という。）において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置した。
- ② 当該事業者は経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、「工事経歴書」に本件工事うち、2件の工事の工事現場に配置した主任技術者をA氏と記載すべきところ、B氏と記載をし、また、株式会社ケイテックから請け負った当該工事を、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して株式会社タケムラに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めて記載するべきではないところ、当該工事を施工したとして当該工事の金額が鋼構造物工事の完成工事高に含まれるとする記載をした。

（3）株式会社A・S・Pは令和7年3月31日付けで建設業許可部局（大阪府）より以下の事由を原因として建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分（22日間）を受けた。

- ① 当該事業者は大阪市発注の工事（以下「本件工事」という。）において、株式会社ケイテックとその請負代金が政令で定める金額を超える下請契約を締結しているため、少なくとも当該下請契約の契約日から監理技術者を配置すべきところ、「1級建築施工管理技士」の資格を有せず、及び監理技術者資格者証の交付を受けていないため、監理技術者としての資格要件を満たさないA氏を同日から同資格の合格発表日の前日まで及び同日から同資格に係る監理技術者資格者証の交付を受ける日の前日までの間、建設業法第26条第2項及び第5項の規定に違反して、工事現場に専任の主任技術者として配置した。
- ② 当該事業者は本件工事において、その請け負った建設工事を、株式会社ケイテックに直接請け負わせていたにもかかわらず、建設業法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反して、その請け負った建設工事を株式会社ケイテックには直接請け負わせていないとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。
- ③ 当該事業者は本件工事において、①のとおり適格な監理技術者を配置しないなど、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。

（4）株式会社ケイテックは令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として建設業

法第28条第3項及び第5項の規定に基づく営業停止処分（22日間）を受けた。

- ① 当該事業者は大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社A・S・Pから同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。
- ② 当該事業者は大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社東技コーポレーションから同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。
- ③ 当該事業者は大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社トーワ技研工業から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。

- (5) 株式会社トーワ技研工業は大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を専任の主任技術者として配置した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年3月31日付けで建設業許可部局（大阪府）より指示処分を受けた。

また、以下の事由を原因として、同日付けで建設業許可部局（大阪府）より建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分（22日間）を受けた。

- ① 当該事業者は大阪市発注のA工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。
- ② (i) 当該事業者は大阪市発注のB工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。
(ii) 当該事業者はB工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたC氏を専任の主任技術者として配置するなど適格な主任技術者を配置しなかった（また、C氏は工期の後半には他の工事現場の現場代理人でもあった）。また、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。

- (6) 旭技建株式会社は令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として建設業法第28条第5項に基づく営業停止処分（22日間）を受けた。

- ① 当該事業者は大阪市発注の工事（以下「本件工事」という。）において、その請け負った建設工事を、株式会社渡辺塗装に直接請け負わせていたにもかかわらず、株式会社ケイテックに直接請け負わせたとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。
- ② 当該事業者は本件工事において、①のとおり、正しい施工体制台帳等を作成しないなど、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社渡辺塗装に請け負わせた。

当該事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。